

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年福祉保健第10号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－10 (R4.02.21)	福 祉 保 健	国立病院の機能強化を求める意見書の提出について	不 採 択 (R4.03.24)

▶陳情事項

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目について、意見書を提出すること。

- 1 コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、次のとおり国立病院を機能強化すること。
 - (1) 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器の整備をすすめること。
 - (2) 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
- 2 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ、全ての職員を増員すること。
- 3 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

▶陳情理由

国立病院・国立高度専門医療研究センター（以下、「国立病院」という。）では、がん・救急医療等の地域医療、筋ジストロフィー・重症心身障害等の政策医療などとあわせて、新興感染症や大規模災害等国の危機管理に際して求められる医療などを提供し、地域医療を守る役割を担ってきている。

昨今の新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の感染拡大は国民の生命と生活に深刻な影響をもたらした。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床、スタッフの不足等の医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、入院できぬまま亡くなるという痛ましい事例も相次いでいる。まさに「医療崩壊」の危機に直面する事態となったのである。

さらに、コロナ禍において、受診や入院が激減し、多くの医療機関において経営が圧迫され、危機的状況に陥っている。医療従事者の心身の疲弊も深刻化し、使命感だけで働き続けることは困難となりつつある。

陳情者は、新型コロナによる未曾有の医療危機に直面し、全ての国民のいのちと生活を守るためには、平時からの国立病院の機能強化は必至と考える。

しかし、国立病院の診療事業に対する国からの補助金（運営費交付金）は、現在はまったく支出されていない。そのため、採算のとれない結核病床等は大きく削減され、医師、看護師などの医療スタッフも、ギリギリの人数しか配置されておらず、新型コロナ対応においても、看護師の応援体制や派遣が必要となった。このような状況では、患者・国民のいのちがさらなる危険にさらされることも否めない。

「医療崩壊」を防ぎ、国民のいのちを守るための危機管理は国の重要な責務である。新興・再興感染症の拡大、大規模災害等の緊急事態が発生した場合でも国民と地域医療を守る万全の体制をとるため、今こそ国立病院の機能を強化させる時である。

▶提 出 者

全日本国立医療労働組合鳥取地区協議会

▶所管委員長報告（R4. 03. 24本会議）会議録暫定版

本県では、将来に向けた地域医療提供体制の充実と確保を図るため、国庫補助金や地域医療介護総合確保基金などを通じて、医療機関が行う病床の機能分化、関係機関との連携、及び急性期医療の充実に関する設備整備や在宅医療の推進など様々な取組に対する支援を行っており、国立病院に対しても同様の支援を行っているところです。

また、地域の医療提供体制の充実に必要な財源確保や公立・公的病院等に対する支援の充実については、全国知事会のほか県独自でも、国に要望しているところです。

あわせて、新型コロナウイルス感染症に関しても、患者受入病床の確保及び入院治療・療養体制の整備を図るため、県においては、国庫補助金を活用しながら、空床補償や感染防止対策に係る設備整備支援など、医療機関に対して様々な支援を行っており、また、国に対してさらなる支援の充実を要望しているところです。

以上のことから、今回、鳥取県議会から国に対し意見書を提出することは不要であることから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（健康医療局医療政策課）

【現 状】

- 1 本県には、独立行政法人国立病院機構に属する2つの国立病院が存在し、地域医療において中心的役割を担っている。

＜各病院の概要＞

施設名	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
所在地	鳥取県鳥取市三津 876	鳥取県米子市車尾 4-17-1
病床数	499 床(一般 304 床、精神 195 床)	270 床(一般 270 床)
従事者数 (※) (常勤のみ)	398 人 (うち医師 22 名、看護師 300 人)	345 人 (うち医師 36 人、看護師 261 人)

※厚生労働省病床機能報告 (R2.7.1時点)

- 2 新型コロナウイルス感染症の対応について、県においては、令和2年7月に病床確保計画を策定し、感染症指定医療機関や入院協力医療機関と連携・調整しながら、新型コロナウイルス患者の受入病床の確保及び入院治療に取り組んでいる。

＜新型コロナウイルス患者専用病床の確保状況（令和4年2月22日時点）＞

コロナ専用病床数（最大確保病床数）：350床（重症病床47床含む）

【県の取組状況】

- 1 県では、将来に向けた地域医療提供体制の充実と確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、病床の機能分化・連携や、急性期医療の充実に関する設備整備、在宅医療の推進などの医療機関の取組に対する支援を行っているところである。
- 2 地域医療提供体制の充実に必要な地域医療介護総合確保基金等の財源確保など、公立・公的病院等に対する支援について、全国知事会のほか県独自でも国に対して要望しているところであり、新型コロナウイルス感染症による医療機関の影響なども踏まえながら、引き続き必要な支援の充実について要望していく。